

### 第3回八戸交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会 議事概要

日 時：平成22年5月18日（火） 13時30分  
場 所：八戸地域地場産業振興センター 5階会議室

#### 1 開会

八戸交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会事務局の東北運輸局青森運輸支局池田首席運輸企画専門官より、議事全ての取材は可とするが、写真撮影については頭撮りのみとすることの了承を得たのち、開会宣言、出席者の紹介、本会議が設立している旨の報告、配布資料の確認

#### 2 議事

(1) 八戸交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会地域計画（案）について

[安中座長]

- ・ 4月21日に開催した第2回協議会において地域計画の素案を提案いただき、委員の皆様から様々のご意見、要望等いただいたところです。これを受けて、本日は前回の意見等を踏まえて修正を加え地域計画の案として提示させていただきます。本日の協議会をもって地域計画を取りまとめをお願いしたと考えています。委員の皆様からは忌憚のないご義論をお願いします。事務局から資料の説明をお願いします。

・ ・事務局より地域計画（案）について説明・ ・

(各委員からの意見・質問等)

[石黒委員]

- ・ 3ページのまとめに「労働環境の悪化」とあるが、労働環境という言葉はここにしか出てこないが、労働者の環境が悪化しているということか。
- ・ 4ページ、7ページに車両費用等の削減とあるが、現在の車両数の削減もあるかと思うが、単純に車両だけではなく安全確保のための点検費とか経費の削減まで含まれるような不安がある。削減というのはちょっと強い表現になるので、削減を適正化とかに変更したらどうか。
- ・ 5ページの供給過剰状態の解消の中で、利用者にとっては安心・安全が非常に大事ではないか。公共交通機関として位置付けられるには安心・安全が絶対である。雇用面の配慮と同様に安全・安心ということを含めたらどうか。

[江良委員]

- ・ 労働環境の悪化が労働条件の悪化となる。
- ・ タクシー労働者の年収は最低賃金にも抵触している事例もあるし、生活保護世帯よりも下回っている実態もある。
- ・ 正社員として働く人も減ってきている。年金受給者が働いている現状もある。

〔清水委員〕

- ・ 事業者とすると労働条件の悪化は行っていない。
- ・ 経営環境は悪化している。
- ・ 経営環境の悪化により、全てを正社員として雇用できない現状にもある。

〔事務局〕

- ・ 運転者の賃金、労働時間だけではなく、広く働く環境が変わってきていることもあり、労働環境の悪化という表現にしたい。

〔事務局〕

- ・ 車両費用等の削減とは、例えば減車、休車或いは車検の切れた車両の廃車とか車両数を減らすことによる車両に係る費用の削減という意味で、安全確保のための点検費用を削減するとう事ではない。
- ・ 利用者に対する安心・安全については、前段で「安全性の維持・向上」の項目を設けている。
- ・ 本日欠席の奥寺委員から文書にて「減車は10%程度、需給調整は5%程度、夏場は休車、冬場に復活。新規顧客開拓のために、外国観光客受入体制の整備」と意見をいただいておりますので、4ページのタクシーサービスの活性化②に外国人観光客の受入体制の整備を加えたい。

〔清水委員〕

- ・ タクシー車両は、月、曜日により稼働率が異なる。
- ・ 労働力の確保については高齢化もあり、2種養成しながら労働力の確保を図っており、コストもかかっている。

〔荒屋敷委員〕

- ・ 東北新幹線八戸延伸時に各社とも増車をしたと聞いているが、タクシーの増車はあったのか。これにより台数が増えているということはないのか。

〔清水委員〕

- ・ 八戸市内9者のうち1者は増車したが、他の事業者の増車は無かった。逆に今現在は減っている状況だ。

〔江良委員〕

- ・ これから大事になるのは、新幹線が12月に青森まで来て、旅行者の人達、今外国からの

人達が多い、特に多いのは中国、韓国だそうです。その時、言葉が話せる運転者がいるのか。ほとんどいない現状なので、この辺も考えてほしい。

〔清水委員〕

- ・タクシーの利便性を考えると、行政としてタクシー乗り場の設置を検討して欲しい。

〔事務局〕

- ・地域計画の目標を達成するために行う特定事業その他の事業として、タクシー協会、自治体が実施主体として「タクシー乗場の新設」としている。

〔三浦委員代理〕

- ・八戸のタクシーはSOS防犯タクシーとして協力している。

〔安中座長〕

- ・他に意見・要望なければ議決を行いたい。
- ・地域計画の議決方法について事務局から説明をお願いしたい。

・ ・事務局から地域計画の議決方法（設置要綱5条9）について説明・ ・

〔安中座長〕

- ・議決については挙手により行います。
- ・本日欠席の奥寺委員からは、先ほどの意見を附して承認する旨、会長あて文書でいただいております。

・ ・全会一致により議決・ ・

- ・全会一致にて議決されました。本案を八戸交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会の地域計画とすることとします。

〔安中座長〕

- ・議事（2）その他について、事務局からお願いします。

〔事務局〕

（特定事業計画の認定申請書を配布）

- ・只今、お配りしたのは、各タクシー事業者が行う特定事業計画の認定申請書となります。参考までにお配りさせていただきます。
- ・本日、全会一致で地域計画が議決されましたが、特措法第9条第5項に「協議会は、地域計画を作成したときは、遅滞なくこれを公表するとともに、国土交通大臣あて送付しなければならない」と、規定されておりますので、会長名にて公表のうえ国土交通大臣あて送付することとします。

- ・ 今後は、地域計画に定められた適正化・活性化のための特定事業計画等の実施に移っていくこととなりますが、設置要綱第5条第11項において、「協議会は地域計画作成後も定期的に開催することとする」となっておりますので、今後の特定事業計画の進捗状況等を踏まえまして、フォローアップという意味合いもありますので開催したいと考えています。

[石黒委員]

- ・ 5月27日に公共交通セミナー開催予定。生活交通に関するセミナーとなるので、委員の皆さんにも是非参加をお願いしたい。

[安中座長]

- ・ 事務局から、地域計画の公表と今後の協議会の開催について説明がありました。
- ・ 今後は、本日承認されました地域計画に定められた特定事業計画の実施に移っていくこととなりますが、引き続き委員の皆様のご支援、ご協力をお願いします。
- ・ 議事進行を事務局にお返しします。

### 3 閉会

- ・ 安中会長、議事の進行誠にありがとうございました。
- ・ 委員の皆様におかれましては、大変貴重なご意見、ご指摘をいただき、地域計画を取りまとめることができました。大変ありがとうございました。
- ・ 以上をもちまして、第3回八戸交通圏タクシー事業適正化・活性化協議会を閉会いたします。ありがとうございました。